○農林水産省告示第二千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年七月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町大字木戸ノ本一、二の一、三、四、五の一、六、七、八、八の一、九、九の一から九の三まで、一〇の一、一一の一、一四の一から一四の三まで、一四の五、一五、一六の一、マルヲ六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

木戸ノ本一・七・一四の二・マルヲ六の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町長瀬向山一の二八から一の三四まで

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町大字木戸ノ本一、二の一、三、四、五の一、六、七、八、八の一、九、九の一から九の三まで、一〇の一、一一の一、一四の一から一四の三まで、一四の五、一五、一六の一、マルヲ六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

茶ノ木山一八の二（次の図に示す部分に限る。）、二一、二二の一・金剛寺谷一〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町須知茶ノ木山一八の二、二一、二二の一、金剛寺谷一〇五、一〇八の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

茶ノ木山一八の二（次の図に示す部分に限る。）、二一、二二の一・金剛寺谷一〇五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇八の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百六十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月三日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

学校の名称	学部・学科名
福山大学	電子・電気工学科

備考　平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第六百七十八号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づき、国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年六月十四日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

神姫バス株式会社

2　主たる事務所の所在地

兵庫県姫路市御国野町国分寺三九

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第二項の規定による講習

1　名称

神姫バス株式会社

2　主たる事務所の所在地

兵庫県姫路市御国野町国分寺三九

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項第一号の規定による講習

1　名称

神姫バス株式会社

2　主たる事務所の所在地

兵庫県姫路市御国野町国分寺三九

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

神姫バス株式会社

2　主たる事務所の所在地

兵庫県姫路市御国野町国分寺三九

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第六百七十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年六月十四日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年七月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

有限会社新西海自動車学校

2　主たる事務所の所在地

長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称

有限会社新西海自動車学校

2　主たる事務所の所在地

長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三